

〔翻刻〕実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六（その一）

雨野弥生

一、はじめに

本稿は、先の拙稿「〔翻刻〕実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六—

「宇治記」「宇記」引用記事」（『同志社国文学』六九号、二〇〇八年

一二月）に続くものである。前稿では、実相院蔵『扶桑蒙求私注』

第六のうち、「宇治記」・「宇記」を引用した部分のみを取り上げた

が、本稿では、実相院蔵本『扶桑蒙求私注』の全文を紹介すること

を期し、まず、冒頭から「満米賜饗事 矢田寺本縁」までを掲出す

る。書誌については、前稿を併せてご覧頂きたい。残りの部分の翻

刻は、続稿にて発表する予定である。

本稿を成すにあたり、貴重な資料の披閲と翻刻をご許可くださった  
実相院ご門跡に深くお礼申し上げます。また、本翻刻にあたり、牧

野和夫氏による彰考館蔵『扶桑蒙求私注』に関するご論考からは多

〔翻刻〕実相院蔵『扶桑蒙求私注』第六（その一）

くの学恩を賜った。<sup>①</sup> 深謝の意を表する。

二、凡例

一、本文の配行は原本通りとした。

一、翻刻にあたっては、用字・仮名遣いは原本に忠実であるよ  
うにつとめ、誤写と思われる箇所もそのままにした。

一、漢字は全て漢字で、片仮名は全て片仮名で表記した。ただ  
し、旧字・俗字・略字など異体字の類は、原則として現在通  
行の字体に拠った。

一、特殊な略体、合字等は通行の表記に改めた。

一、反復記号は原則として原本のまま、「々」「ゝ」「く」を区  
別して用いた。

一、割注は（ ）内に入れた。割注の改行は / で示した。

一、虫損によつて文字が欠けているものの、字形が推測できる場合は「」内に入れて示した。

一、傍記のある場合は、本文傍の適切と思われる位置に翻字した。

一、改丁の箇所では、「3ウの如く、各丁数と表裏の別を注記した。ただし、スペースの関係上、改丁の注記は次行下部に入れる形をとつた。

一、本文は、読みやすくなるため、標目（人名を含めた各説話の見出し）の前には、原本にはなくても一行空きを入れた箇所がある。

三、翻刻

遍照〔出家〕本縁 俊慧〔歌林院〕登蓮〔連歌〕行基〔吐膾成〕生魚  
菩提〔本辭導師〕満米〔賜篋〕矢田寺 真如〔入唐〕仏哲〔求珠乞〕龍王  
無空〔執心〕成蛇 桓舜〔止趨〕隆明良真〔駭〕諍 湛然〔唱導〕障得  
寛印〔高才〕安海〔秀才〕齋然〔渡釈迦〕道昌〔移薬師〕廣隆寺  
覚法〔小兒〕令活 行尊〔修験〕慶祚〔徳厚〕実因〔講経明句〕  
主恩〔決扱〕増珍〔得野干〕請用 智光頼光〔往〕生 良明〔能説明句〕  
澄憲〔能説明句〕良真〔論義〕能判 教待〔讓寺〕定慧〔多武峰〕建立

「 1才

延昌〔被父誡〕成領学 能算〔算道〕深覚〔服薬〕開菴 永照〔肉食〕  
性空〔六根淨〕書写山 僧賀〔往生〕成典〔聖天〕都藍〔不登〕山上  
役行者〔修験孝母〕配流 仲算〔瀧水〕逆流 真喜〔同上〕覚超〔往生〕  
慶田〔北斗法〕験

扶桑蒙求私注第六

遍照僧正出家本縁事

良系云右近少将良峯宗貞者大納言安世卿男桓武天皇御孫也  
号良少将出家法名遍照号花山僧正是也

歌仙伝云承和十一 正月補藏人 十二 正月七日叙従五位下 同十一日

任左兵衛佐 十三 正月十三日兼備前介 同日任左近少将 嘉祥二

正月補藏人頭 三 正月七日叙従五位上 同三月二十一日帝崩庚子

定御葬 丙午出家為僧天皇寵臣也 先皇崩後哀慕而已

自帰仏理以求報恩時人愍矣云々

古記云僧正遍照者左京人少将良峯宗貞是也在俗之時為

承和寵臣 及宮車晏駕 不堪悲歎 御葬之曉入横川

慈覚大師之室 落飾 入道 法名遍照于時嘉祥三 三月

〔二十〕八日即為大師弟子畢 貞観十一年六月六日法眼〔元阿闍梨不〕歷律師

「 2才

同十五年依官府從智証大師受三部大法元慶三丁十月二十三日

權僧正顯〔年六十五延曆寺天台宗兼真言不歷僧都 仁和元十一月十二日僧正 同土月

十八日於仁壽殿賜七十賀太政大臣石大臣預其座 寬平二

正月十九日入滅〔七十五〕于時為元慶寺座主仍号花山僧正 又依

俗姓号良僧正 已上

続日本往生伝云僧正遍照者承和之寵臣也俗名宗貞歷

近衛將補藏人頭出自累葉清花之家居於前疑後承之任

才操相兼衆望所歸又長和歌及宮車晏駕不堪恋慕

遂以入道慈覺大師之弟子安然和尚之師匠也難行苦行自

多効驗公家不捨授ルニ以ス僧正ノ職ヲ兼御持僧 天狐託人

語曰貞觀之世住出此欲知当世有驗之僧變為小僧立於樹下

逢一樵夫謂曰送我於當時執政之家將有大報父曰何為

我曰持一革壺ツ明夕可來父如其言即為飛ト入壺

「 2ウ

晚頭到於左相家中門ニシテ開其口便到寢殿以足踏左相

胸ツ稱有頓病家中大二騷リ拳足下足或活或死ス請

當時名徳敢無可畏之人經一兩日家司來曰猶可被

請花山僧正已時遣請書未時二有領狀総角童二人捧

白杖隨狀相副我頗恐之暫而為塗壇場承仕以下到來

又有護法五六人入夜僧正光臨護法之數及十余人我漸

収足不能任意相忍而居修法七日之間病已平癒未及収

我家司享請延以一箇日此時術尽已失方計第二日曉以

鐵網入我置於鑪壇之火中焦灼為煨燼及捨壇灰棄

置厠辺便就食氣蘇生居り此処三年ナリ若欲出門則

護法猶留敢不能寸歩適出自水門於是知此人為本朝

一物必欲致嬈亂仍到花山他所難居々厠辺三年僧正

每來護法五六人必守護之終不得其隙又思取後臨終

可成其妨尋其命期雖向彼山護法來護聖衆來迎

敢不能入於三里之内唯聞空中管絃望山上雲氣而止

本伝在国史今恐伝異聞而已

宇治記云深草ノ御時藏人頭ニテ少將良峯宗貞心ハへ形ヨリ

始メテ原文可如何之

古今集云深草ノ帝ノ御時ニ藏人ノ頭ニテ夜ル昼馴奉リケル

諒闇ニ成ニケレハ更ニ世ニ不交シテ比叡ノ山ニ登テ頭オロシテケリ

其又ノ年御服脱テアルハ冠賜ルト悦ケルヲ聞テヨメル 僧正遍照

皆人ハ花ノ衣ニ成ヌラム蘿袂ヨカワキタニセヨ

今云此哥雖在宇治記依有少異重書之

大和物語云御服脱キ二万ツノ殿上人河原ニ出タルニ童ノ異ト様ナル

ナム柏〔二〕書タル文ヲ持テ來タルヲ見レハ 皆人ハ云々 如上

俊恵法師歌枕院事

┌ 3ウ

或記云俊恵ハ俊頼ノ子ナル上ニ誦口昔ニ不恥ニ所詠多人口ニアリ  
実ニ〔近〕代ノ独歩也初ハ号大夫公住興福寺遂法花会立義ヲ  
中比遁世シテ籠居中川ニ亭勝語房ト其比兼昌入道同住彼  
山寺ニ之間互為和歌ノ友ト以小会ニ養意ニ矣後住白河辺ニ名  
譽聒世ニ都人士女好道之徒成市ニ仍其所名歌枕院ニ云々

登蓮連歌事

或記云登蓮ハ本山僧也父母未詳ニ雖借名於修学ニ不專

鑽仰ヲ自少齡之日ニ偏嗜倭歌之道ヲ然間被駭後戸之

散楽ニ固辞離山後祇候于青蓮院和尚御房ニ然平刑部卿

忠盛參テ和尚御坊ニ言談粗及和歌ニ刑部卿申云筑紫ニ阿爾ノ

宮ト申神マシマス或人彼社ニ參テ 此神ノ名カ阿爾ノ宮トハト

仕テ候ケルヲ人エ付候ハヌ由ヲ申ス和尚仰云尤有興ニ此ニ歌

ヨム僧アリ若ヤトメセトテ登蓮ヲ召出テ然々ノ連歌付ヨト

仰ス登蓮無程ニ申云筑紫ナルウミノ社ニタツネハヤ云々 自

和尚御房奉始テ当座ニ候人々感歎無極シ刑部卿枉テ此

僧申賜候ハント申ケレハ無左右トテ賜畢刑部卿一期〔之〕

┌ 4オ

間常隨祇候後ニハ伝テ平大相国仕云々

歌仙合云登蓮法師ト云者アリカ様ノ人々ノ御中ニ立交ル

ヘキ物ニアラネトモ歌ノ道ハ自古サノミコソハ侍レ此比ノ、シル者ニ

コソ侍メレ倭歌ニ八斗ノオヲ孕ミタル由自ラ云アリクトカヤ

サモ云ヘルラム云々

詞花集云 壽量品

世中ノ人ノ心ノ浮雲ニソラカクレスル晨明ノ月

行基菩薩事

日本名僧伝上云大僧正行基和尚者薬師寺僧俗姓高志氏和泉

国大鳥郡人也和尚真粹天挺ニ德範夙彰タリ初出家シテ誦テ

瑜伽唯識ニ即了其意ニ既而周遊テ都鄙ニ教化衆生ニ道俗慕テ

化ヲ追従者動モスレハ以千ニ數所行之処ニ聞ハ和尚来ヲ巷ニ無

居人ニ争ヒ来テ礼拜随喜シ誘ヘ導テ趣ク于善ニ又親率シテ

弟子等ヲ於諸ノ要害ノ処ニ造リ橋ヲ築堤ヲ聞及所ノ者咸ク来テ

加功ヲ不日シテ而成ス百姓至令蒙其利焉 聖武天皇甚敬重

焉詔シテ授ク大僧正之位ヲ并施四百人ノ出家ヲ和尚靈異神驗

触類ニ而多シ時人号行基菩薩ト留止之処皆建道場ニ其畿内

凡四十九処諸道亦往々而存弟子相繼皆守ル遺法ヲ至于

┌ 4ウ

今一住持焉 天平勝宝元年〔己丑〕春二月〔丁酉〕覺時年八十

世相伝云和尚修行於他国 帰故郷 于時郷人大小相集テ池辺

捕テ魚クラウ各喫之 和尚経其処 少年ノ放蕩者相戯テ以魚膾ナマス

薦於和尚 受テ此ス入口中ニ須臾ニ吐出セリ其膾皆悉ク变成

「 5 才

〔数舛ノ小魚ト見者驚怪テ悔思之云々

或記云行基菩薩和泉国久米田池ノ魚ヲ取テ見給テイテソノ

魚クハムト仰ラレケレハ小童部云クハ御房ト云テ魚ヲ打懸タリ

ケレハ此ヲ取テカミテ吐出シ給タリケレハ小キ魚トモニ成テ遊ヒ

行クカタ目ハカミツフサレタリケリ于今彼池ニハ片目ツフレタル魚

多シ云々 此事与上記有少異矣 為憲記心同上記但俗姓

高階云々是異也如何

### 菩提僧正事

僧綱補歴云僧正菩提者天竺国人婆羅門姓大安寺 俗号

婆羅門僧正 天平勝宝三年〔辛卯〕四月二十二日〔甲戌〕任僧正 桑記同之

同八年〔丙申〕八月至撰津国隨身仏哲林邑楽并舞従此伝之

桑記〔云〕天平八年〔丙子〕七月八日南天竺迦毘羅国婆羅門僧菩提来

朝至撰津国矣

「 5 ウ

或記云 天皇建東大寺為開眼供養 勅書曰囑請行基大徳

右奉為大仏供養講師屈請如件 辞書曰 如上<sup>③</sup>

為憲記云 天皇東大寺ヲ造給テ供養シ給トシテ講師ニハ行基菩薩ヲ

可為ト宣フ其事ニ堪ス外国ヨリ大師来ヘシソレナム仕リ給フ

ヘシト奏ス可供養ニ程ニ成テ撰津国難波ニ大師ヲ迎ムトテ

行クニ公ニ申乞テ百僧ヲ率タリ僧ノ次ニ第百ニ当レリ治部

玄蕃雅楽寮等加リテ船ニ乗テ音楽ヲ調テ行ク難波ノ

津ニ至テ見二人モ無シ行基闕伽一具ヲ備ヘテ迎ニ遣ル花ヲ折り

香ヲ焼テ潮ノ上ニ浮タリ乱去事無シテ遙ニ西ノ海ニ行ヌ暫ク

有テ小キ舟ニ乗テ婆羅門僧正名ハ菩提ト云人来ル闕伽又此

前ニ浮テ不乱シテ還来ル菩提ハ南天竺ヨリ東大寺ノ供養ノ

日ニ遇ントテ南海ヨリ来レル也船ヨリ浜ニ下リテ互ニ手ヲ

取テ悦ヒ咲行基先歌ヲ誦云ク 靈山ノ釈迦ノ御前ニ 如上

「 6 才

婆羅門僧正ノ返シ 加毘羅衛頻文云々ニ口ト云テ宮ニ登リヌ爰ニ 知ヌ

行基菩薩ハコレ文殊也ケリト 已上

満米賜篋事 矢田寺本縁

矢田寺縁起云大和国添下郡金剛山寺字矢田寺者 天武天皇

御持僧智通僧正奉為天皇御願円満所建立也自延暦十五

年有住寺僧諱曰滿米ト浮囊惟全シテ油鉢無傾ト住山門ニ而

二十余廻久帰地藏尊ニ唱十方施主修菩薩悔過爰有朝元凱ニ号

小野篁ト帰依聖人ニ師檀契久野相公者身ハ雖在ト本朝ニ

魂ハ仕魔庁ニ右翰而記緯ニ啓詞而口奏而王宮惡僧各苦

三熱ニ王臣議定云可受菩薩戒ニ爰篁自云臣ニ有師匠ト戒

行清潔ナリ早有御請可為戒師即遣冥官召請滿米ト登

師子床ニ授菩薩戒王宮惡息大臣悦大王云受戒布施宜依于乞ニ

聖人白云為厭生死之苦果ニ欲見地獄之器界ト仍炎王相具

「 6ウ

聖人ト行幸阿鼻大城ニ遙立岳上ニ令開鐵門ト鐵網四廻那

羅延之強力モ不可摧ト猛火挿天ニ壞劫尽之水不可消ト聳天

猛火之中ニ受苦ノ衆生同揚其中ニ在僧隨炎ニ不下ト聖人問曰ト

炎中僧誰人哉大王答云近可來臨ニ于時昇炎僧來云是

地藏菩薩也菩薩告聖人ト阿師參王宮ト授菩薩戒品ト故此地藏

衆生多以離苦ト隨喜我得積尊之付屬救惡業之衆生ト此

故交煙炎ト大悲受苦無ハ一毛ノ縁ト不及濟度スルニ汝婦人間ニ可告

諸人ト恐怖苦果ト我可結縁ト云々炎王還宮ト送遣聖人ト相具

冥官授塗小箱ト去畢開見之入白米ト雖取用ト亦滿箱ト仍

時人云滿米之稱令然名言云々爰聖人招寄好巧之仏師ト

奉造等身地藏ト拜見相重加刻彫ト奉安置當寺ト今

地藏是也 已上

或記云滿米本名滿慶也賜炎王之箱ト之後改為滿米ト也云々

「 7オ

注

- ① 牧野和夫氏「扶桑蒙求私注」を通して見た一、二の問題——「日本名僧伝」その他のこと（『東横国文学』一七号、一九八五年三月、のちに「中世の説話と学問」和泉書院、一九九一年に所収）および「扶桑蒙求私注」を通して見た一、二の問題——「宇治記」佚文のこと（『中世文学』三〇号、一九八五年五月、のちに同「中世の説話と学問」に所収）。また、同氏「孔子の頭の凹み具合と五（六）調子等を素材にした一、三の問題」（同「中世の説話と学問」に所収）の「補記」にも、本稿で紹介する「登連連歌事」について、彰考館蔵本の翻刻と考察がある。
- ② 「ウミ」の左傍に付された傍点あり。
- ③ はば同文の引用が『扶桑略記抄』二 聖武天皇天平十八年七月条にあり（新訂増補国史大系）。

〔付記〕 本翻刻にあたり、参考資料の閲覧に便宜をおはかり下さった小峯和明氏、引用文の検討について御教示を賜った吉海直人氏、田中貴子氏、辻浩和氏に、厚く御礼を申し上げます。